

新・さっぽろ子ども未来プラン

令和元年度実施状況報告書

＜実施状況総括＞



令和2年(2020年) 9月
札幌市

1 はじめに

新・さっぽろ子ども未来プランは、札幌市子どもの最善の利益を実現するための権利条例に基づく「子どもの権利に関する推進計画」及び子ども・子育て支援法に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」を包含した計画として、平成27年（2015年）3月に策定しました。

同プランでは、第6章「計画の推進体制」において、本計画の実施状況について、毎年、公募による市民や有識者などからなる市の附属機関の「札幌市子ども・子育て会議」及び「札幌市子どもの権利委員会」に報告し、点検・評価を受け、次年度以降の施策の改善につなげるとともに、計画の点検・評価や見直し状況を公表しています。

2 新・さっぽろ子ども未来プランの概要

(1) 計画期間

平成27年度（2015年度）～令和元年度（2019年度）

(2) 施策体系



3 点検・評価の方法

(1) 自己評価の実施

- ・プランに掲載する基本施策を実施する札幌市各部において、令和元年度の取組状況及び数値目標の達成状況等を点検します。なお、数値目標は、施策体系に応じた計画全体の2つの数値目標と、基本目標ごとに設定した数値目標の達成状況を併せて掲載しています。
- ・庁内の会議体である「札幌市子どもの権利総合推進本部」に実施状況を報告し、点検・評価を行います。(令和2年(2020年)8月26日～9月3日に実施。)

(2) 市の附属機関による点検・評価の実施

- ・プランの第4章「基本目標1：子どもの権利を大切にす環境の充実」部分は、「子どもの権利に関する推進計画」と位置付けられており、別途報告資料を作成の上、「札幌市子どもの権利委員会」に報告し、点検・評価を受けます。(令和2年(2020年)5月19日に開催。※新型コロナウイルス感染拡大防止のため書面会議にて開催)
- ・プラン全体の進行管理については、「札幌市子ども・子育て会議」に報告し、点検・評価を受けます。(令和2年(2020年)9月18日開催。)

4 今後の施策展開について

新・さっぽろ子ども未来プランは、令和元年度で計画期間を終了しているため、自己評価や附属機関による点検・評価の内容について、後継計画となる「第4次さっぽろ子ども未来プラン」(計画期間：令和2年度(2020年度)～同6年度(2024年度))の施策の実施に反映していきます。

5 参考(数値目標における統計調査の概要)

統計調査名称	概要
札幌市指標達成度調査 【札幌市総務局実施】	<ul style="list-style-type: none">・札幌市各事業に対する市民意識を採取し、当該事業の効果及び成果を効率的に把握し、市民に分かりやすい評価の資料とするもの。平成23年度から毎年1回実施。・住民基本台帳から札幌市に住む満18歳以上の男女個人4,000人を無作為抽出し、郵送方式で調査。・令和元年度調査の回収率は1,409件(35.2%)。
子どもに関する実態・意識調査 【札幌市子ども未来局実施】	<ul style="list-style-type: none">・子どもに関する大人の意識や子どもの状況を把握し、計画の検証や施策検討の基礎調査とするために実施するもの。これまでに3度(平成21年度、同25年度、同30年度)実施。・住民基本台帳から札幌市に住む19歳以上の大人5,000人、10～18歳の子ども5,000人を無作為抽出し、郵送方式で調査。・平成30年度調査の回収率は、大人1,589件(31.8%)、子ども1,662件(33.2%)。 <p>※数値目標によっては、指標達成度調査と子どもに関する実態・意識調査の両方の調査を実施している項目があるが、本資料では、特に記載がない限り、子どもに関する実態・意識調査の結果を採用している。</p>

6 計画全体の数値目標の達成状況

(1) 計画全体の数値目標の達成状況

札幌市の子どもや子育て家庭を取り巻く現状を表す指標として、2つの数値目標を設定しています。

【全体の成果指標の達成状況】

指標	当初値 (H25)	H26	H27	H28	H29	H30	R1	対前年 増減	目標値 (R1)
自分のことが好きだと思 う子どもの割合(※1)	65.4%	63.1%	63.1%	64.6%	67.6%	67.4%	—%	—	75.0%
子どもを生き育てやすい 環境だと思ふ人の割合 (※2)	60.7%	59.8%	55.9%	56.1%	54.4%	50.9%	46.6%	-4.3	75.0%

※1 H25, H30 は札幌市子どもに関する実態意識調査 (H30 : N=1, 662)、それ以外は子ども未来局が実施した事業参加者等へのアンケート調査結果に基づく。なお、R1 は新型コロナウイルス感染症の影響で十分な回答数を得ることができなかったため数値結果として用いない。

※2 出典：札幌市指標達成度調査 (R1 : N=1, 409)

- ・「自分のことが好きだと思ふ子どもの割合（自己肯定感）」は、この5年間で当初値に比べ2ポイント上昇という結果になった。自己肯定感には、子ども自身の様々な意欲や達成経験、周囲への信頼感も関連すると考えられ、子どもの権利に関する普及・啓発のほか、子どもの主体的な学びや参加、相談支援など様々な子ども・子育て関連施策の効果と考えることもできるが、引き続き子どもの権利理念を踏まえた各種施策を着実に推進する必要がある。
- ・「子どもを生き育てやすい環境だと思ふ人の割合」は、この5年間で当初値から減少傾向にあり、当初値に比べ約14ポイント低下し、目標値を大幅に下回る結果となった。
- ・この間、全国的に子育てへの関心が高まったことや、就労する女性が大幅に増加したことに伴い、仕事との両立に不安を抱える保護者が増えていることが想定されるなど、様々な要因が複雑に関連しているものと考えられる。
- ・また、令和元年度については、指標の調査期間中に、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う北海道の「緊急事態宣言」が出され、外出自粛や一斉臨時休校となったことも影響しているものと考えられる。
- ・上記数値目標については、令和2年3月に策定した第4次さっぽろ子ども未来プランでも引き続き計画全体の成果指標として設定しているため、数値目標の達成状況を受け止め、今後、第4次さっぽろ子ども未来プランに基づき、各種施策・事業に取り組んでいく。

(2) 附属機関からの意見（子どもの権利委員会、子ども・子育て会議）

（子ども・子育て会議）

- ・「子どもを生き育てやすい環境だと思う人の割合」について、第4次さっぽろ子ども未来プランにも目標値として引き継いでいる中で、46.6%というのは子ども・子育て会議の成果としても残念である。この数値が低下している要因を細かく分析していかないと対応策が打てないのではないか。
- ・札幌市全体、市民全体で、子育て家庭をどのように見つめていくか、そして、子育て家庭を受け入れる地域社会がどうあるべきかということも含めて考えていかないと「子どもを生き育てやすい環境だと思う人の割合」は上がっていかないのではないか。そのためには、今後の対策を考える際に、地域づくりも関連させていかなければならない。
- ・各種成果指標について、民間の会社で言い換えると顧客満足度となるが、これは目標100%にするのが普通である。この目標が最初から60%やら80%となっており、目標を達成させるための値に見えてしまう。「ライフワークバランスがとれている人を100%にしたい!」、
「障害のある子どもが暮らしやすい街にしたい!」「今後の生活に不安のない街にしたい!」そのような姿勢を見せてもらえると頼もしい札幌市であるのに・・・と感じる。

7 基本目標ごとの実施状況の評価

基本目標 1 子どもの権利を大切にす環境の充実

(1) 基本施策の構成とプランの掲載内容

基本施策	施策の主な内容
基本施策 1 子どもの権利を大切に する意識の向上	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの権利に関する理解の促進 ・市民参加による広報・普及活動の充実 ・子どもの権利に関する学びの支援 ・子どもの権利を生かした学校教育の推進
基本施策 2 子どもの意見表明・参 加の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの意見表明に関する広報・啓発 ・市政における子どもの参加の推進 ・施設の運営や学校の教育活動への子どもの参加の促進 ・地域における子どもの参加の支援 ・札幌の課題や特色を踏まえた学びの支援 ・体験活動に対する支援
基本施策 3 子どもを受け止め、育 む環境づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者への啓発や相談・支援体制の充実 ・いじめ、不登校、施設に関する取組 ・子どもが安全に安心して過ごすための地域づくり
基本施策 4 子どもの権利侵害から の救済	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの権利の侵害に関する相談及び救済 ・児童虐待への対応 ・権利侵害等に対する意識の啓発 ・深刻な育児不安を抱える保護者への支援

(2) 計画期間（特に令和元年度）の主な取組状況

項目	事業の内容
子どもの権利推進事 業 【子ども未来局子ど も育成部】	<ul style="list-style-type: none"> ・権利条例施行 10 周年の節目として、10 周年記念イベントを開催。子ども未来委員が企画・運営し、子どもたちによる活動発表を行ったほか、権利普及のため募集した「子どもの権利ポスター」の入選者の表彰式も実施した。また、「子どもの権利ポスター展」を開催し、優秀作品を掲載した啓発用カレンダーを作成・配布するなど、広く市民への啓発活動を行った。
3 まち子ども交流事 業 【子ども未来局子ど も育成部】	<ul style="list-style-type: none"> ・「子どもの権利条例」を制定している、奈井江町、北広島市、札幌市（子ども未来委員）の子どもたちによる「3 まち子ども交流事業」を実施。それぞれのまちの活動紹介や、まちづくりについて意見交換を行い、交流を図った。
子ども議会の実施【子 ども未来局子ども育 成部】	<ul style="list-style-type: none"> ・市内の小学 4 年生から中学 3 年生の子ども議員 19 人（小学生 13 人、中学生 6 人）が参加し、高校生ら 9 人がサポーターとして参加した。19 名の子ども議員は 2 つの委員会に分かれて、9 月から 11 月までの期間で計 5 回、市政に関するテーマについて検討した。検討した内容については、10 周年記念イベントで発表し、札幌市長や札幌市民に提案や意見の表明を行った。
LINE による相談の試 行実施 【子ども未来局子ど もの権利救済事務局】	<ul style="list-style-type: none"> ・権利の侵害を受けた子どもの救済機関である「子どもアシストセンター」において、平成 30 年度に引き続き、無料通信アプリ「LINE」による相談を、夏期（7 月 22 日～8 月 30 日）と冬期（12 月 10 日～1 月 24 日）の 2 回、市内の中高生に周知の上、試行実施した。

(3) 基本目標ごとの成果指標の達成状況

指標	結果概要									
		当初値 (H25)	H26	H27	H28	H29	H30	R1	対前年 増減	目標値 (R1)
①子どもが、自然、社会、文化などの体験しやすい環境だと思ふ人の割合(※1)	大人 子ども	54.9% 59.3%	60.8% 72.1%	61.1% 77.0%	56.9% 80.3%	56.8% 80.2%	72.6% 70.8%	60.1% —%	-12.5	65.0% 65.0%
	達成状況	大人:令和元年度は目標値を下回っているものの、当初値に比べて上昇。 子ども:目標値を上回ることができた。								
	要因分析	・子どもの参加・体験機会の促進やスポーツ・文化事業等の推進に対して一定の評価がされたものと受け止めている。								
②子どもの権利が守られていると思う人の割合(※1)	大人 子ども	49.1% 57.0%	50.1% 63.6%	55.1% 67.1%	52.8% 73.7%	51.5% 68.2%	49.2% 63.8%	51.9% —%	+2.7 —	65.0% 65.0%
	達成状況	大人:当初値と同水準で推移しており、目標値を下回った。 子ども:当初値に比べて上昇し、目標値に近づくことができた。								
	要因分析	・いじめや児童虐待等、全国各地の報道等により市民の関心が高い分野である。特に大人の割合が低く、いじめ・虐待等の権利侵害への懸念が引き続き大きいことがうかがえる。								
③いじめなどの不安や悩みを身近な人などに相談する子どもの割合(※2)	小学生 中学生 高校生	92.1% 82.2% 80.7%	92.0% 82.2% 83.0%	92.5% 82.9% 83.1%	93.8% 84.6% 87.7%	93.9% 86.5% 88.8%	93.5% 88.1% 87.9%	93.9% 88.9% 90.2%	+0.4 +0.8 +2.3	95.0% 88.0% 86.0%
	達成状況	中高生は目標値を上回り、小学生も目標値に近づくことができた。								
	要因分析	・子どもが教員やスクールカウンセラーなどの身近な大人に相談しやすい環境づくりを進め、学校における教育相談体制を一層充実したことで、いずれの校種においても数値が改善傾向にある。								

※1 H25, H30 は札幌市子どもに関する実態意識調査、それ以外は、大人は札幌市指標達成度調査、子どもは子ども未来局が実施した事業参加者等へのアンケート調査結果に基づく。なお、子どものR1は新型コロナウイルス感染症の影響で十分な回答数を得ることができなかったため数値結果として用いない。

※2 悩みやいじめに関するアンケート調査 (R1: 小 N=88, 901、中 N=40, 932、高 N=6, 505)

(4) 取組状況の自己評価及び今後の方向性

- ・権利条例施行10周年の記念イベントを開催し、子どもたちの活動発表や子どもアシストセンターの紹介を通して、広く子どもの権利の大切さを考える機会としたほか、今後5年間の取組をまとめた第3次札幌市子どもの権利に関する推進計画(※)を策定した。
- ・また、学校・教育委員会と連携した子どもへの広報・啓発活動や、他自治体との「3まち子ども交流事業」の実施、子どもの参加事例の発信などにより、子どもの参加や理解促進の取組を進めた。
- ・基本目標1の成果指標に関して、平成30年度「子どもに関する実態・意識調査」結果では全般的に上昇傾向にあるものの、「子どもの権利が守られていると思う人の割合」が特に大人で低いほか、令和元年6月の2歳女児の死亡事案等を受け、児童虐待防止に係る対策本部を立ち上げて全庁組織横断的に取り組んでいるが、児童虐待など子どもの権利侵害への対応は喫緊の課題となっている。
- ・今後、第3次札幌市子どもの権利に関する推進計画(※)に基づき、乳幼児の保護者を始めとする普及・啓発や子どもの参加の取組を進めるとともに、いじめ・虐待など権利侵害からの救済活動の充実を図りながら、より一層の子どもの権利保障の推進に取り組んでいく。

(参考) 第4次さっぽろ子ども未来プランにおける主な新規・レベルアップ事業 (令和2年度)

項目	事業の内容
子どもの権利推進	・新たに保護者になる方々を始めとして、妊娠期から乳幼児期の健診や子育てサロンなど様々な機会を捉えた働きかけを行う。
子どものくらし支援コーディネーター事業	・子どもコーディネーター5名体制を継続し、令和2年4月から、巡回対象地区を10区61地区に拡大して事業を実施。
子どもアシストセンター「LINE」相談事業	・権利の侵害を受けた子どもの救済機関である「子どもアシストセンター」において、平成30年度から試行実施していた無料通信アプリ「LINE」による相談を通年実施する。

(5) 附属機関からの意見 (子どもの権利委員会、子ども・子育て会議)

(子どもの権利委員会)

- ・子どもの権利を実現するには大人の意識が重要であり、大人への啓発活動や意識付けも避けて通れない問題である。
- ・子どもの権利が守られていると思う大人の割合が低い。子どもと違い、大人は権利を学ぶ機会が少なく、自分から情報を取り入れなければ知ることができないため、まだ名前や内容を知らない人も多いのではないかと。
- ・(子どもの参加・意見表明の促進について) 多くの取組による子どもたちの素晴らしい意見に期待する一方、こうした場に出てこられない子どもの意見を幅広く聴取する方法を引き続き課題としたい。
- ・児童虐待について、取扱件数、通告件数が増加傾向にあることが懸念される。休校などで子どもも保護者のストレスが増していくと思われるので、今後も対応を強化してほしい。
- ・新型コロナウイルス流行で、様々な行事が中止となり、子どもたちも我慢を強いられている中、LINEで悩み相談を受けるなど、今できることを行うことが重要だと思ふ。

(1) 基本施策の構成とプランの掲載内容

基本施策	施策の主な内容
基本施策 1 働きながら子育てしやすい環境の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・保育施設等の整備による保育定員の増 ・延長保育、病後児デイサービスなど多様な保育サービスの提供 ・児童クラブ等における留守家庭への支援 ・ワーク・ライフ・バランスの推進
基本施策 2 親子の健康を支える相談・支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・妊婦支援相談など安心して妊娠・出産できる環境の整備 ・母子保健訪問指導事業など親子の健康を支える環境の整備 ・思春期の心と体の健康づくりの支援
基本施策 3 子育て家庭に対する相談・支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・地域における子育て支援 ・経済的な支援
基本施策 4 子どもと子育て家庭が暮らしやすい環境の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの安全・安心を確保する地域づくり ・子育てに適した生活空間の整備

(2) 計画期間（特に令和元年度）の主な取組状況

項目	事業の内容
待機児童解消に向けた認可保育所等の整備 【子ども未来局子育て支援部】	<ul style="list-style-type: none"> ・令和元年度における施設整備等により、保育所等の定員を 1,300 人以上拡大するとともに、幼稚園の一時預かりの事業実施園を 11 園増加させるなど、保育の受け皿の拡大に取り組んだ結果、国定義の待機児童（4 月時点）は、平成 30 年から 3 連続でゼロとなった。
区保育・子育て支援センター（ちあふる）整備事業 【子ども未来局子育て支援部】	<ul style="list-style-type: none"> ・（仮称）中央区保育・子育て支援センターの令和 5 年度開設に向けて、基本・実施設計を行った。西区保育・子育て支援センターについて、建物の老朽化が進んでおり、現地建替するため、令和 3 年度の供用開始に向けて、工事を行った。
子育てママ再就職支援事業 【経済観光局雇用推進部】	<ul style="list-style-type: none"> ・就労と保育の相談を一体的に行うことができる、「女性の多様な働き方支援窓口（愛称：ここシェルジュ SAPPORO）」にて、子育てと仕事の両立に不安を感じて就職活動を始めることができずにいる女性や、出産後も働き続けたいと希望する女性に対し、キャリアカウンセラーによる支援を実施。また、令和元年度より、出張相談の開催場所をこれまでの 2 区から全区に拡大し、より積極的に潜在的求職者の動機付けを行った。
子ども一時預かりサービスの事前利用登録一元化 【子ども未来局子育て支援部】	<ul style="list-style-type: none"> ・「こそだてインフォメーション」において、別々の場所で会員登録手続きが必要であった、以下の 3 つの子ども一時預かりサービス事業の事前登録受付窓口を 10 区に拡充した。（平成 30 年 10 月から北区、東区、白石区で先行実施） ・上記実施の効果として、ファミサポ・緊サポ事業の依頼会員数は約 2,700 人増加した。（平成 30 年度 10,756 人⇒令和元年度 13,486 人） <ul style="list-style-type: none"> ●さっぽろ子育てサポートセンター事業（略称：子サポ。子育ての支援を受けたい人（依頼会員）と援助したい人（提供会員）が会員組織をつくり、地域で子育て家庭を支援する仕組み。保育園の送迎など日常的な子どもの預かり対応する。） ●こども緊急サポートネットワーク事業（略称：緊サポ。子育ての支援を受けたい人（依頼会員）と援助したい人（提供会員）が会員組織をつくり、子どもの急な病気や保護者の残業などに、病気や緊急時の預かりを行うもの。） ●病後児デイサービス事業（病気回復期にある子どもを市内の医療機関に敷設された施設で預かる事業。6 か所で実施。）

子ども医療費助成制度の拡充 【保健福祉局保険医療部】	・「入院」に係る医療費は小・中学生において自己負担分を助成しているが、「通院」に係る医療費について、小学校1年生まで助成していたものを、令和元年度より小学校1年生から小学校2年生までに助成対象を拡大した。
-------------------------------	--

(3) 基本目標ごとの成果指標の達成状況

指標	結果概要										
		当初値 (H25)	H26	H27	H28	H29	H30	R1	対前年 増減	目標値 (R1)	
① 仕事と生活の調和がとれていると思う人の割合(※1)		48.6%	47.3%	43.1%	50.5%	49.8%	47.1%	39.2%	-7.9	65.0%	
	達成状況	当初値よりも減少傾向にあり、目標値を下回った。									
	要因分析	・就労する女性の増加に伴い、子育てと仕事の両立に悩みを抱える方が増加するなどニーズがさらに多様化しており、数値が伸び悩んでいると考えられる。									
② 希望に応じた保育サービスを利用することができた人の割合(※2)		当初値 (H25)	H26	H27	H28	H29	H30	R1	対前年 増減	目標値 (R1)	
		63.9%	65.6%	62.5%	58.3%	60.7%	67.3%	77.9%	+10.6	80.0%	
	達成状況	当初値に比べて上昇し、目標値に近づくことができた。									
③ 妊娠・出産や子育ての悩みについて相談相手や情報手段があり、相談等により不安や負担が軽減されている人の割合(※3)		当初値	H26	H27	H28	H29	H30	R1	対前年 増減	目標値 (R1)	
		－%	－%	60.2%	57.3%	83.3%	81.6%	86.7%	+5.1	60.0%	
	達成状況	目標値を上回ることができた。									
	要因分析	・平成29年4月に子育て家庭が必要な情報を入手し、自分に合ったサービスを利用できるよう、子育て情報に特化したホームページの開設やアプリケーションの開発、平成30年4月に各区の「子育て情報室」を「こそだてインフォメーション」として機能強化、リニューアルしたことで、より情報を入手しやすい環境が整ったことが増加要因のひとつと考えられる。									

※1 出典：札幌市指標達成度調査（R1：N=1,409）

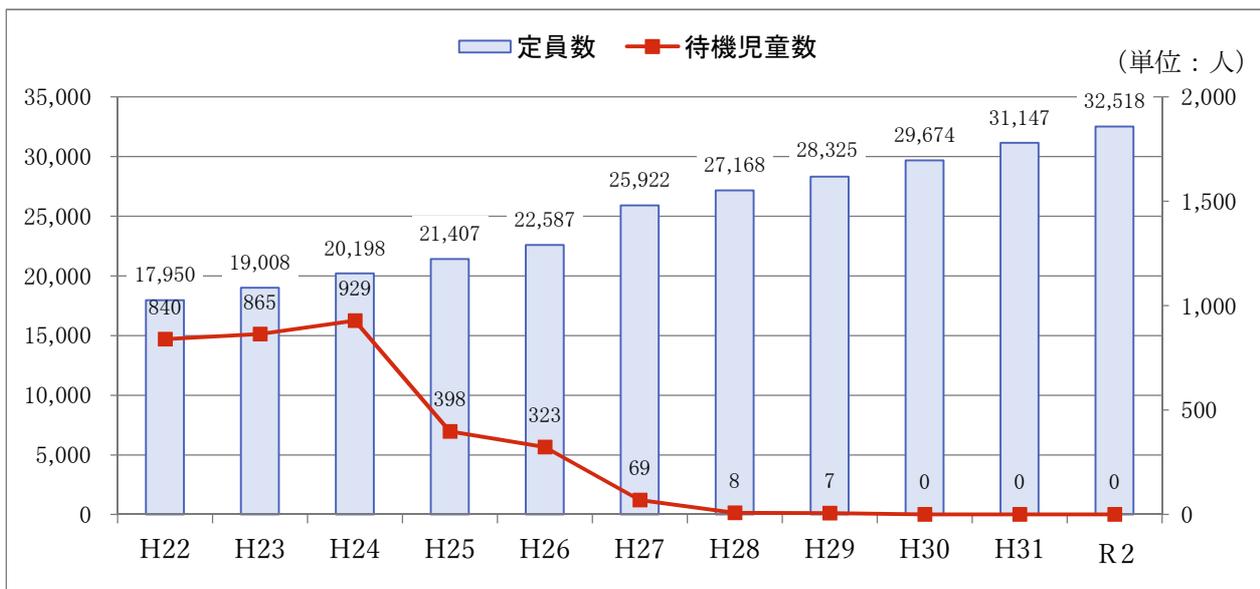
※2 出典：札幌市指標達成度調査（R1：N=113）

※3 出典：札幌市指標達成度調査（R1：N=301）

(4) 取組状況の自己評価及び今後の方向性

- ・「働きながら子育てしやすい環境の充実」については、計画期間において、就労する女性の増加に伴う、保育ニーズの増加に対応するため、子ども・子育て支援事業計画を改定し、認可保育所等の整備や幼稚園の認定こども園化などによる保育定員の拡大に努めてきた結果、令和2年4月時点の国定義での待機児童数は平成30年度から3年連続で0人となっている。また、成果指標である「希望に応じた保育サービスを利用することができた人の割合」が、当初値63.9%（H25）から77.9%（R1）と14ポイント増加しており、目標値である80%に近づくことができた。保育ニーズは今後も増加することが想定されるため、引き続き保育定員の拡大を進めていく一方、保育を担う人材の確保等の取組を進めるほか、保育の質を担保し、安心して子どもを預けられる環境を整えていく。
- ・一方、「仕事と生活の調和が取れている人の割合」は、当初値から減少しており、就労する女性の増加に伴い、子育てと仕事の両立に悩みを抱える方が増加するなどニーズが多様化していることが影響しているものと考えられる。今後も育児しやすい職場環境の整備に向けた会社への働きかけや、子育ての担い手である父親の育児への意識をより高める取組など進めていく必要がある。
- ・「子育て家庭に対する相談・支援の充実」では、子育て情報に特化したホームページの開設や子育てアプリの開発、平成30年に各区に「こそだてインフォメーション」を開設し、乳幼児健診等の機会に気軽に立ち寄れるようにするなど窓口体制の充実を図り、より子育て情報を入力しやすい環境の整備を図った。また、「こそだてインフォメーション」に、一時預かりサービス3事業の事前登録受付窓口を設置し、利便性を高めた。
- ・市民ニーズが高い「経済的支援」面では、令和元年度から、国による幼児教育・保育の無償化制度が始まったほか、子ども医療費助成制度の拡充を図っている。
- ・上記のとおり、各種子育て支援施策を実施しているが、全体指標である「子どもを生き育てやすいと思う人の割合」は減少傾向にあるため、子育て世帯が抱える負担や不安を受け止め、軽減していくための取組を第4次さっぽろ子ども未来プランの計画期間を通して実施していく必要がある。

図1 「認可保育所等の定員数と待機児童数」(各年4月)
(資料:札幌市子育て支援部)



※1 27年以降の定員数は、認可保育所のほか認定こども園、地域型保育事業を含む。

※2 求職活動をしている世帯に関する取扱いについては、厚生労働省通知に基づき、保護者が主に自宅で求職活動をしている場合、25年から待機児童に計上していなかったが、27年から求職活動を休止している場合以外は全て待機児童に計上している。

(参考) 第4次さっぽろ子ども未来プランにおける主な新規・レベルアップ事業 (令和2年度)

項目	事業の内容
育児休業等取得助成事業	・企業に対する育児休業等の助成事業として、新たに男性の育児休業取得や、有給の子の看護休暇の取得への助成を行う制度を新設。
第2子保育料無償化拡大	・上の子の年齢や施設の利用の有無にかかわらず世帯の2人目以降の保育料を無償化とする対象範囲を年収約360万円から年収約640万円未満の世帯まで拡大する。
子ども医療費助成	・令和2年度より、「通院」に係る医療費について、小学校2年生から3年生までに助成対象を拡大する。
赤ちゃんのみみのきこえ支援事業	・出産医療機関における新生児聴覚検査の一部公費負担を導入することにより、先天性難聴の早期発見を図る。

(5) 附属機関からの意見 (子ども・子育て会議)

(子ども・子育て会議)

- ・子どもを対象とした子どもアシストセンターの「LINE」相談事業が有効であれば、乳幼児を抱える子育て世帯向けにも、小さなことでも相談できるような窓口があれば便利ではないか。
- ・最近、孤独になってしまいがちなお母さんも増えていると感じている。地域に、保健師や保育士、そして心理士のような方々が配置されて、その機関の方々の相談しやすさを含めた専門性を高めていく、そのことによって、お母さん同士がつながっていけるような、安心できるようなことも今後必要になってくると思われる。

(1) 基本施策の構成とプランの掲載内容

基本施策	施策の主な内容
基本施策 1 幼児期の学校教育・保育の質の向上	<ul style="list-style-type: none"> ・教育・保育の質の向上 ・認可外保育施設立入調査（巡回指導） ・市立幼稚園研究実践の推進と発信 等
基本施策 2 充実した学校教育等の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・「さっぽろっ子『学ぶ力』の育成プラン」の推進 ・札幌らしい特色ある学校教育の推進 ・進路探究学習の充実 等
基本施策 3 子どもの健やかな育ちを支援する環境の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・放課後の子どもの遊び場・生活の場の提供 ・多様な体験機会の提供 ・子どもを取り巻く有害環境対策の推進
基本施策 4 社会的自立が困難な若者への支援体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・中学校卒業者等進路支援事業 ・困難を有する若者への相談支援及び支援機関ネットワークの充実 ・市立大通高等学校の支援 等

(2) 計画期間（特に令和元年度）の主な取組状況

項目	事業の内容
教育・保育の質の向上に関する事業 【子ども未来局子育て支援部】	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの育ちを支援する者の資質・専門性の一層の向上に向け、「保育センター」等において、保育所の職員等を対象に各種研修を 50 回開催。教育委員会と連携し、それぞれが所管する研修会に相互に参加対象としている。
保育士等支援事業（保育人材確保緊急対策事業） 【子ども未来局子育て支援部】	<ul style="list-style-type: none"> ・保育士の就労継続や潜在保育士復職支援、将来の保育を担う次世代の育成といった保育人材の確保に向けた下記事業を令和元年度から新たに実施した。 <ol style="list-style-type: none"> ①「札幌市保育支援者配置補助事業」：保育士確保及び就労継続支援に向けて各種補助を行うため、令和元年度から保育の周辺事業を行う保育支援者の配置費用の一部を補助し、保育士の負担を軽減する。 ②「札幌市保育人材確保に向けた一時金給付事業」：採用から一定期間勤務を続けた保育士等に一時金（一律 10 万円）を給付する。 ③「潜在保育士短時間就労支援補助」：潜在保育士の掘り起こしに向け、パートタイム保育士などを雇用するための費用を補助する。 ④「札幌市保育人材イメージアップ事業」：中高生やその保護者、関係者を対象に保育人材のやりがいや魅力を PR することで今後の保育人材確保の取組につなげていく。
放課後児童クラブの過密化の解消 【子ども未来局子ども育成部】	<ul style="list-style-type: none"> ・ミニ児童会館や新型児童会館（小学校等と併設した児童会館）において、小学校の余裕教室等の積極的な活用により、放課後児童クラブの過密化の解消に努めている。令和元年度は、児童会館及びミニ児童会館の専用区画面積拡大を行い、19 か所の過密化解消に繋げた。
外国語指導助手（ALT）の活用の推進【教育委員会学校教育部】	<ul style="list-style-type: none"> ・外国語教育における児童生徒のコミュニケーション能力の育成と国際理解教育の一層の充実を図るため、市立小・中・高等学校などに外国語指導助手（ALT）を配置。令和元年度は ALT の人員を 6 名増員し、120 名体制とした。
中学校卒業者等進路支援事業 【子ども未来局子ども育成部】	<ul style="list-style-type: none"> ・札幌市若者支援総合センターに進路支援員を 1 名配置し、市内の全中学校へ訪問し事業の周知及び協力依頼を行ったほか、中学校及び高等学校からの依頼により生徒本人及び保護者からの進路相談に応じ、40 名が就労・進学等の進路決定に至った。

(3) 基本目標ごとの成果指標の達成状況

指標	結果概要									
		当初値 (H25)	H26	H27	H28	H29	H30	R1	対前年 増減	目標値 (R1)
①子どもが、自然、社会、文化などの体験をしやすい環境だと思ふ人の割合(再掲)(※1)	大人 子ども	54.9% 59.3%	60.8% 72.1%	61.1% 77.0%	56.9% 80.3%	56.8% 80.2%	72.6% 70.8%	60.1% —%	-12.5	65.0% 65.0%
	達成状況	大人:令和元年度は目標値を下回っているものの、当初値に比べて上昇。 子ども:目標値を上回ることができた。								
	要因分析	・子どもの参加・体験機会の促進やスポーツ・文化事業等の推進に対して一定の評価がされたものと受け止めている。								
②難しいことでも、失敗を恐れないで挑戦している子どもの割合(※2)		当初値 (H25)	H26	H27	H28	H29	H30	R1	対前年 増減	目標値 (H30)
	小6 中3 高2	71.2% 65.7% 61.0%	71.4% 66.4% 58.8%	72.3% 66.7% 61.4%	72.5% 67.4% 61.2%	74.2% 68.8% 62.9%	77.3% 71.4% 66.2%	74.9% 67.6% 66.3%	-2.4 -3.8 +0.1	76.0% 72.0% 67.0%
	達成状況	目標値を下回っているものの、当初値に比べて上昇。								
	要因分析	・子どもに「学ぶ力」を育成するため、様々な学習活動において、自ら学ぶ喜びを実感できる取組を推進したことにより、当初値との比較では全ての校種で数値が改善した。子どもがより主体的に学ぶことができるよう、課題探究的な学習を充実させるなど、授業改善の取組を一層推進する。								
③困難を有する若者が自立に向けて支援機関を利用し、職業訓練への参加や進路決定をした割合(※)		当初値 (H25)	H26	H27	H28	H29	H30	R1	対前年 増減	目標値 (R1)
		46.5%	44.6%	43.3%	43.9%	46.3%	55.4%	35.3%	-20.1	60.0%
	達成状況	増加傾向にあったものの、最終年度でかなり下降し、目標値に到達できなかった。								
	要因分析	・雇用情勢の変動による影響を受けているものと考える。								

※1 H25, H30 は札幌市子どもに関する実態意識調査、それ以外は、大人は札幌市指標達成度調査、子どもは子ども未来局が実施した事業参加者等へのアンケート調査結果に基づく。なお、子どものR1は新型コロナウイルス感染症の影響で十分な回答数を得ることができなかったため数値結果として用いない。

※2 出典：全国学力・学習状況調査（小、中）（R1：小 N=14,484、中 N=8,955）
教育委員会独自調査（高）（R1：高 N=2,093）（H30は小5中2を対象に実施）

※3 出典：札幌市子ども育成部

(4) 取組状況の自己評価及び今後の方向性

- ・「幼児期の学校教育・保育の質の向上」では、資質・専門性のより一層の向上に向け、子ども未来局が「保育センター」、教育委員会が「幼児教育センター」において、それぞれ連携の上、各種研修等を実施しているほか、認可外保育施設に対し、立入調査による施設の状況確認、改善指導等を行った。
- ・「充実した学校教育等の推進」では、「さっぽろっ子『学び』のススメ」のリーフレットを活用し、学校と家庭が一体となって子どもの学習習慣づくりを行うとともに、市内各校への外国語指導助手（ALT）の配置拡大や、市立札幌開成中等教育学校における課題探究的な学習モデルについて他の市立学校へ普及・啓発する取組を進めるなど、充実した学校教育の推進に向けた取組を実施。
- ・「子どもの健やかな育ちを支援する環境の充実」では、小学校と併設した新型児童会館とミニ児童会館の整備を進めてきたほか、児童クラブが過密化している場合には、小学校の余裕教室等の積極的な活用により過密化の解消を図ってきた。
- ・「社会的自立が困難な若者への支援体制の充実」では、若者支援総合センターに設置する総合相談窓口において、個別相談や自立支援プログラムを実施してきたことに加え、平成30年度から市内4館の若者活動センターでも相談に応じるほか、新たに高校中退者等に対する学習支援を実施するなど自立支援機能を拡充。また、平成30年度から、ひきこもり状態にある本人やその家族が安心して過ごせる居場所づくりとして集団型支援拠点「よりどころ」を開設し、社会参加に向けた支援を実施。
- ・上記のとおり、基本目標3では、幼児期から学校教育期、自立が必要な若者支援など、各年齢段階に応じた取組を進めているが、第4次さっぽろ子ども未来プランにおいても、引き続き各年齢段階にわたる切れ目のない支援を実施していく必要がある。

(参考) 第4次さっぽろ子ども未来プランにおける主な新規・レベルアップ事業（令和2年度）

項目	事業の内容
教育の情報化推進事業	・GIGAスクール構想に基づき、市内の小・中・特別支援学校に在籍する全児童生徒1人1台端末環境を実現するため、新たに121,310台のタブレットPCを整備する。
小中連携・一貫教育推進事業	・48中学校区に令和2年度から2年間、小中一貫した教育コーディネーターを配置する。小中一貫した教育コーディネーターが中心となって、パートナー校管理会議や実務担当者会議を実施。令和2年度は、各中学校区の現状や課題を捉え、今後の計画立案や取組につなげていく。
児童会館整備	・新型児童会館の整備を2か所進めるなどして、児童クラブの過密化解消への対策を図る。
子どもの居場所づくり支援事業	・食事の提供に加え、学習・交流・遊び体験等、子どもの居場所づくりを行う子ども食堂等の活動について、運営補助を実施。

(5) 附属機関からの意見（子ども・子育て会議）

意見なし

(1) 基本施策の構成とプランの掲載内容

基本施策	施策の主な内容
基本施策 1 社会的養護の取組の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・里親やファミリーホーム拡充等を通じた家庭的な養育環境の整備 ・子育て短期支援事業（ショートステイ）の実施 ・施設に入所している子への学習・就労支援 等
基本施策 2 障がいのある子ども・発達が気になる子どもへの支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・乳幼児期における早期発見・早期対応 ・サービス提供体制の充実 ・学校教育・保育等における支援体制
基本施策 3 ひとり親家庭への支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ひとり親家庭等日常生活支援事業 ・ひとり親家庭学習支援ボランティア事業 ・ひとり親家庭就業機会創出事業 等

(2) 計画期間（特に令和元年度）の主な取組状況

項目	事業の内容
社会的養護自立支援事業 【子ども未来局児童相談所】	<ul style="list-style-type: none"> ・里親委託や施設入所等の措置を受けていた 18 歳から 22 歳の方への自立に向けた継続的な支援の一環として、これまでの支援内容である居住に係る支援、生活費支援に加え、新たに、支援コーディネーターを配置。対象者の継続支援計画を策定し、関係機関と連携して個々の状況に応じた支援を行うほか、対象者の生活相談等を実施した。
里親制度促進事業 【子ども未来局児童相談所】	<ul style="list-style-type: none"> ・普及啓発事業、委託推進事業に加え、平成 30 年度から、未委託の里親に子どもを委託された際に直面する様々な事例に対応する里親トレーニング事業を開始。未委託里親向け研修は、23 組の里親が参加し、そのうち 8 組の里親へ児童が委託された。
公立保育所における医療的ケア児保育事業 【子ども未来局子育て支援部】	<ul style="list-style-type: none"> ・医療的ケア児の保育体制を整え、保育所での受入体制や関係機関との連携体制等について検証するため、令和元年度から医療的ケア児保育モデル事業を実施。令和元年度は、公立保育所 1 施設にて受け入れ態勢を整備し、公募により 1 名の受け入れを開始した。
ひとり親家庭就業機会創出事業（ひとり親家庭スマイル応援事業）【子ども未来局子育て支援部】	<ul style="list-style-type: none"> ・合同企業説明会、情報提供・相談コーナー、セミナーなどで構成するひとり親家庭向けイベントである「シングルママ&パパ スマイル festa」を実施。説明会に企業 20 社が出展し、106 人がイベントに参加した。

(3) 基本目標ごとの成果指標の達成状況

指標	結果概要									
	当初値 (H25)	H26	H27	H28	H29	H30	R1	対前年 増減	目標値 (R1)	
①市内社会的養護体制における「家庭的養育環境」の割合(※1)		34.8%	40.2%	52.9%	62.5%	65.8%	70.0%	70.7%	+0.7	45.0%
	達成状況	目標値を上回ることができた。								
	要因分析	・乳児院の小規模化推進、里親委託制度の着実な実施により、平成27年度には目標を既に達成(H27:52.9%)、それ以後も整備を続けている。								
②障がいのある子どもにとって地域でくらしやすいまちであると思う保護者の割合(※2)		当初値	H26	H27	H28	H29	H30	R1	対前年 増減	目標値 (R1)
		—%	—%	41.7%	35.3%	33.3%	20.0%	35.4%	+15.4	60.0%
	達成状況	当初値より下降し、目標値を下回った。								
	要因分析	・年度ごとに差はあるものの目標値を大きく下回っており、複雑・多様化するニーズに更にきめ細かく対応することが必要。								
③今後の生活(経済的・子育て等)に不安のある母子・父子家庭の割合(※3)		当初値 (H24)	H26	H27	H28	H29	H30	R1	対前年 増減	目標値 (R1)
	母子 父子	94.0%	—%	86.7%	80.6%	91.2%	80.2%	81.9%	+1.7	80.0%
		91.2%	—%	80.0%	72.5%	82.6%	77.8%	75.4%	—2.4	80.0%
	達成状況	母親:目標値に到達することができなかったが、当初値からは改善することができた。 父親:目標値に到達することができた。								
	要因分析	・ひとり親への各種支援事業等の実施による効果はあるものと認識。								

※1 出典：札幌市児童相談所

※2 出典：札幌市障がい福祉施策に係る障がい児者実態調査(R1:N=461)(~H30 札幌市指標達成度調査)

※3 出典：札幌市指標達成度調査(R1:母子 N=94、父子 N=57)

(4) 取組状況の自己評価及び今後の方向性

- ・「社会的養護の取組の充実」では、児童養護施設の小規模化等を図るとともに、平成30年度から、里親トレーニング事業を開始するなど里親委託を推進。また、里親委託や施設入所等の措置を受けていた18歳から22歳の方への自立に向けた継続的な支援の一環として、新たに、支援コーディネーターを配置し、対象者の生活相談等を実施するなど将来の自立に結びつける取組を実施している。一方、児童虐待の認定件数が増加しており、令和元年6月には2歳女児の死亡事案も発生している。今後、「令和元年6月死亡事例に係る検証報告書」で提言を受けた取組を着実に検討・実施していく必要がある。
- ・「障がいのある子ども・発達が気になる子どもへの支援の充実」では、特別な教育的支援を必要とする子どもが安心して学校生活を送ることができるよう、介助アシスタントや学びのサポーターの配置を進めてきた。また、医療的ケアを要する子どもへの支援のため、令和元年度から公立保育園において、医療的ケア児保育モデル事業を実施。今後、小・中学校等や児童クラブにおいても、医療的ケア児への支援体制を充実させていく。なお、成果指標である「障がいのある子どもにとって地域でくらしやすいまちであると思う保護者の割合」は、目標値から大幅に下回っているため、今後も、乳幼児期から学齢期をとおして、個々のニーズに対応できるよう、関係機関の連携のもと、支援を進めていく必要がある。
- ・「ひとり親家庭への支援の充実」では、札幌市ひとり親家庭等自立促進計画に基づき、生活支援や就業支援に取り組んだ。
- ・第4次さっぽろ子ども未来プランでは、上記に加え、「子どもの貧困対策の推進」及び、民族、国籍、多様な性・性別のあり方などへの配慮など「子どもを受け入れる多様性のある社会の推進」を基本施策として位置付けている。今後も、複雑・多様化する配慮を要する子どもへの支援の充実に努めていく必要がある。

図2 「児童相談件数の推移」
(資料:札幌市児童相談所)

(単位:件)

年度 相談先	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
A 児童相談所 (うち児童虐待分)	5,228 (402)	5,814 (1,159) (※2)	6,574 (1,480) (※2)	6,735 (1,798) (※2)	7,011 (1,913) (※2)	7,477 (1,885) (※2)	8,453 (2,401) (※2)
B 区役所 (家庭児童相談室) (うち児童虐待分)	2,492 (251)	2,860 (232)	2,786 (160)	2,586 (232)	2,848 (179)	3,284 (232)	3,466 (276)
A・Bの合計 (うち児童虐待分)	7,720 (653)	8,674 (1,391)	9,360 (1,640)	9,321 (2,030)	9,859 (2,092)	10,761 (2,117)	11,919 (2,677)

※1 ()は児童虐待認定件数

※2 26年度から、児童のいる場での夫婦間DV等の面前DVに伴う心理的虐待についても、法の趣旨に即して認定した。25年度までは、調査を実施した上で、一過性のものや既に別居・離婚により児童の安全が確保されている場合などは認定していない。なお、面前DVを除いた参考値は26年度が623件、27年度が794件、28年度が982件、29年度980件、30年度982件、R1年度1,173件。

(参考) 第4次さっぽろ子ども未来プランにおける主な新規・レベルアップ事業(令和2年度)

項目	事業の内容
仮称) 第二児童相談所整備	・2カ所目の児童相談所の整備に向けた基本計画を策定するほか、仮称) 第二児童相談所整備までの一時保護児童の増加に対応するため、仮設一時保護所の設置に着手する。
心理職による相談支援体制の強化	・保健センターの心理職員の体制を強化し、支援が必要な妊婦及び親子に対して関係機関との連携を図りながら適切な支援を行う。 令和元年度: 4区2名⇒令和2年度: 10区5名
医療的ケア児等支援	・医療的ケアが必要な障がい児への支援体制を整備するため、サポート医の配置や看護師派遣を実施するとともに、民間施設への受入促進補助や関係機関を対象とした研修を実施。

(5) 附属機関からの意見(子ども・子育て会議)

(子ども・子育て会議)

- ・『市内社会的養護体制における「家庭的養育環境」の割合』について、大規模施設が減れば割合が高くなると思われるが、社会的養護を受けないといけない子ども達のニーズがどれほどあり、実際に数値としてどれほど満たせていて、その中で家庭的養育の割合がどれくらいなのかという件数まで出てくると分かるが、単純に割合で示すことにどれほどの意味があるのか。
- ・札幌市の障がい児施策は、ある程度サービスが整っていて、サポートがかなり行き届いている印象であるにもかかわらず、「障がいのある子どもにとって地域でくらしやすいまちであると思う保護者の割合」が低い。障がいのある子の保護者の話を聞いていると、サービスや支援は行き届いているが、自分の子が本当に大事だと思う社会的な評価がもっと醸成されていないと、この指標は上がらないのではないかと感じる。子ども未来局と障がい福祉課と一緒に、障がいのある子もない子も大事な札幌の子であるという意識の醸成を一緒に考えていきたい。
- ・「今後の生活(経済的・子育て等)に不安のある母子・父子家庭の割合」の指標は、第4次さっぽろ子ども未来プランから変更となり、「子育てに楽しさよりも大変さの方が多いと感じるひとり親の割合」と「ひとり親」の割合に変更になるが、母子世帯、父子世帯の割合を内数として示してほしい。

8 新・さっぽろ子ども未来プランの総括

- ・新・さっぽろ子ども未来プランでは、子どもの権利条例の理念に基づく広報、参加機会の拡充や、各種子育て支援の取組、ひきこもり支援など若者の自立支援の充実などの取組については、概ね着実に実施できた。また、子ども・子育て支援新制度の開始という大きな制度変更があり、需給計画の策定及び改定を経て、保育定員を拡大するなど、待機児童対策を進めてきた結果、国定義の待機児童数は、平成30年から3年連続で0人となっている。
- ・一方、計画全体の成果指標「子どもを生み育てやすい環境だと思ふ人の割合」は目標値を下回ったほか、基本目標2の成果指標「仕事と生活の調和が取れていると思ふ人の割合」も伸び悩んでいる。
- ・平成30年度に実施した「就学前児童のいる世帯を対象としたニーズ調査」では、母親の就労割合が増加している中、父親の育児に対する意識が高まりつつも、実際には子どもと関わる時間が母親と比べて極めて少ないといった課題があり、また、子育てで頼れる人がいないと回答する人が一定程度おり、子育てに対する親自身の悩みが増加しているという結果が出ている。
- ・このため、次期計画の中では、子育てしやすい職場環境の整備のため、父親の育児休業取得など企業への働きかけを進めるとともに、保護者の保育ニーズへの対応や、子育てに孤立感を抱えている方や、ストレスを抱えている方への支援など、更なる保育・子育て支援の環境の充実を進めていく必要がある。
- ・この計画期間において、子どもの貧困対策計画や、ひとり親家庭等自立促進計画（第4次計画）を策定し、これらの個別計画に基づき配慮を要する子ども・子育て家庭への各種取組も進めてきた。一方、基本目標4の成果指標「障がいのある子どもにとって地域でくらしやすいまちであると思ふ保護者の割合」は、目標値を大きく下回っているため、今後も個々のニーズに対応できるよう関係機関の連携のもと支援に取り組んでいく。また、令和元年6月には2歳女児死亡事案が発生するなど、子どもに対する重大な権利侵害が生じており、検証報告書で提言を受けた取組を今後着実に検討・実施していく必要がある。
- ・令和元年度末に発生した新型コロナウイルスの感染拡大は、子どもや子育て家庭、子ども・子育て家庭を支える方々に長期にわたり様々な影響を与えている。新型コロナウイルスの感染拡大が及ぼす影響を踏まえながら、令和2年度以降は、第4次さっぽろ子ども未来プランで定めた各種施策を着実に進めていく。